

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病

(平成30年4月1日から医療費助成を開始)

番号	病名
331	特発性多中心性キャッスルマン病

疾病の追加に伴い名称が変更される指定難病

番号	追加される疾病	統合の対象となる既存の指定難病	変更後の指定難病名
107	関節型若年性特発性関節炎	全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
177	ジュベール症候群関連疾患	有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
330	先天性声門下狭窄症	先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

名称変更は行わないが、既存の指定難病に統合される疾病

番号	追加される疾病	統合の対象となる既存の指定難病
288	自己免疫性後天性凝固第Ⅴ/5因子(F5)欠乏症	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
325	A20ハプロ不全症	遺伝性自己炎症疾患